

令和8年地方分権改革に関する提案募集に係る国の検討状況について

資料5



関西広域連合

令和8年7月11日
本部事務局地方分権課

1 概要

令和8年6月3日開催の内閣府「地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会 合同会議」において、2のとおりⅠからⅢまでの検討区分が示され、うちⅠ、Ⅱについて関係府省へ検討要請がなされた。

今後は3のスケジュールに従い、提案事項の実現に向けて意見を提出していく。

2 提案検討区分の状況

検討区分	全国	関西広域連合	
		連合提案	共同提案
Ⅰ 内閣府と関係府省との間で調整を行う提案（※1）	324		7
うち重点事項と位置づけられた提案（※2）	(36)		(2)
Ⅱ 関係府省における予算編成過程での検討を求める提案	30		1
Ⅲ その他の提案	31	3	2
うち提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案	(18)	(1)	(2)
うち提案募集の対象外である提案	(13)	(2)	
計	385	3	10

※1 調整対象案件等の詳細は別紙のとおり

※2 重点事項については内閣府において有識者による関係府省ヒアリング等を実施

3 今後のスケジュール（予定）

- 7月 関係府省からの第1次回答公表、提案団体から関係府省第1次回答に対する意見提出
- 9月 関係府省からの第2次回答公表
- 11月 地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会合同会議（対応方針案の了承）
- 12月 地方分権改革推進本部、閣議（対応方針の決定）

関西広域連合と構成府縣市との共同提案（7件）

提案事項	求める措置
① 臨床研修病院における研修医の定員設定基準の緩和 （京都府等）	厚生労働省医政局長通知により、臨床研修病院の指定基準として、「原則として、研修プログラムごとに2人以上の研修医を毎年継続して受け入れることができる体制であること」と規定されているが、令和2年から臨床研修病院の指定、定員設定権限等が都道府県知事に移譲されたことを踏まえ、都道府県の実情に応じて、「他病院から研修医を派遣（たすき掛け研修）できる場合には研修医1人での定員設定が可能」となるよう通知を見直すこと
② 都道府県労働委員会委員の任期の見直し （京都府等） 重点	都道府県労働委員会委員の任期について、現行では2年とされてるが3年又は4年に改めること
③ 児童自立生活援助事業における職員や実施場所の要件等の明確化 （大阪府等）	①児童自立生活援助事業所（Ⅰ型） 管理者及び指導員の要件について、施設の設置目的や利用児童の困難さに十分に対応できるよう基準を明確化すること、設置の判断基準について、地域の実情に応じて設定可能となるよう要綱に明示すること ②児童自立生活援助事業（Ⅰ～Ⅲ型） 事業者が借りた賃貸物件で事業を実施する場合（里親宅以外）、実施可能とする本体施設等からの距離や時間等の基準を具体的に明示すること、措置費として支弁可能な家賃の上限を明確化すること（地域小規模児童養護施設や分園型小規模グループケアも同様）
④ 「子ども・子育て支援施設整備交付金」に係る協議スケジュール等の見直し （奈良県等）	「子ども・子育て支援施設整備交付金」において、自治体における計画的かつ効果的な施設整備を行うため、「次世代育成支援対策施設整備交付金」及び「就学前教育・保育施設整備交付金」と同様に、協議案件の登録期間を設け、協議については着手時期等に応じて4回に分けて行うよう、協議の流れ・スケジュールを見直すこと
⑤ 官民連携基盤整備推進調査費の案件募集における都道府県経由事務の廃止 （和歌山県等）	官民連携基盤整備推進調査費の案件募集における都道府県経由事務を廃止すること

提案事項	求める措置
⑥ 会計法第48条に基づく繰越事務の国から都道府県への権限委任 (鳥取県等) 重点	繰越事務処理の簡素化や迅速化の観点から会計法第48条による権限委任を適用すること
⑦ 意思疎通支援事業における支援対象の拡充 (鳥取県等)	地域生活支援事業実施要綱別記1－6の意思疎通支援事業実施要領について、障がい者等とその他の者の意思疎通だけでなく、障がいのある者同士の意思疎通も支援の対象となるよう改正すること

関係府省における予算編成過程での検討を求める提案事項一覧（令和8年）

関西広域連合と構成府県市との共同提案（1件）

提案事項	求める措置
① 「社会的養護処遇改善加算」の算定対象の拡大（里親支援センター従事職員の追加） (大阪府等)	令和4年の児童福祉法等の一部を改正する法律において、児童福祉施設として里親支援センターが新設されたが、社会的養護処遇改善加算の対象外となっている。里親家庭の支援において、虐待を受けた子どもや障害のある子どもなどを受託している里親への助言や支援、または子ども自身への支援を行うことは多々あり、里親支援センターにおけるレスパイト・ケアの体制を整えることも求められている状況であることから、里親支援センターの職員についても、当該加算の対象とし、支援の充実を図ること